

労働者派遣業務に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間 ： 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで	
事業所の名称	株式会社 丸和食品
事業所の所在地	〒641-0036 和歌山市西浜 1345 番地

① 派遣労働者の数	0
② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	0
③ 労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	
④ 派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	
⑤ マージン率 （派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た場合）	
⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
・ キャリアコンサルティング	事務所内に相談窓口設置
・ 教育訓練内容 （賃金支給あり、労働派遣者負担なし）	・ 新規採用者研修 ・ リーダー研修 ・ 接遇研修 ・ 食品衛生研修
⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	福利厚生 定期健康診断、慶弔休暇制度有り

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・ 労使協定を締結しているか否か ・ ・	締結していない
----------------------------	---------